

職場用

札幌地区ユニオン・全ベルコユニオン 組合員用

心励速報

2010年3月11日発 第6号 発行責任者 山本 功 011-210-0505 Fax011-210-0606

労働委員会へ不当労働行為救済申立!

会社: 3月1日の斡旋申請の内容に「関係ない!」の態度 古典的組合弾圧! 組合結成=解雇・職場閉鎖・締め出し!

組合員が解雇・締め出しを受けた職場横のベルコ会館!



会社は2月25日に進藤委員長と沼倉組合員に突然解雇を通告しました。理由は書類上では「2月20日の株主総会で会社解散の決議をした」ためとしています。しかし、前田社長の弁によれば組合結成に理由があるとしています。組合は3月1日、道労働委員会へあつせんを申請し、当事者協議による解決を試みましたが、小野寺社長は担当事務官に、関係ない・忙しい等を理由に取り合おうとしません。組合は止む無く、審査事件手続きである不当労働行為救済申立を3月11日に行いました。この後4社それぞれに出頭命令文書が送付され調査・証人調べ等が進められます。会社は2名に対して、3月10日に会社を閉鎖するので鍵を返して退去せよ、明日からは出社不要と通告しました。戦前の特高警察のような弾圧で古典的組合つぶしです。

株すずらん解散は本当?

2月26日現在解散登記なし、郵便物・請求書の送付はそのまま?

会社は2月20日に株主総会で解散する決議をしたとしています。株主総会は開催されたのでしょうか。登記を見れば、役員には斎藤さんと奥さんが配置されています。委任状で済ませたのでしょうか。解散決議をしたことを取引先会社は知っているのでしょうか。今のところ解散通知を出した様子はありません。会社は、団体交渉拒否の理由に、会社を解散するからとしています。これは大きな誤りです。会社消滅は従業員にとって生涯一の大事です。組合が組織されているのであれば、当然組合に説明する必要があります。他社に聞くとか情報収集をした方が良いのでは?

労働基準監督署要請行動も検討中

